

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
東洋シャッター株式会社	工事 役務	大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階

2. 指名停止措置期間

令和8年5月15日 ~ 令和8年6月25日 (6週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

東洋シャッター株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第13号に該当する。

また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 佐藤 貞弘 (内線 2511)
建設専門官 二部 文彦 (内線 2512)

総務部 経理調達課 契約管理官 山田 耕平 (内線 6221)

○は本件の主務課です。